○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道勇払郡安平町早来栄町一〇九番二から同町早来栄町二〇〇番まで	前	七五・八メートル	二キロメートル
	後	七七・二メートル	〇・三三三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
旭川市神楽岡一四条三丁目二番一五から同市神楽岡一四条三丁目二番八まで	前	三二・〇～三四・二メートル	〇・一六キロメートル
旭川市神楽岡一四条四丁目三九番二四から同市神楽岡一四条四丁目九番四七まで	後	三二・〇～三五・〇メートル	〇・一〇五キロメートル
旭川市神楽岡一四条五丁目五〇番一から同市神楽岡一四条五丁目八四三番まで	前	三四・〇～三六・〇メートル	〇・二六二キロメートル
旭川市神楽岡一四条六丁目八一二番一から同市神楽岡一四条六丁目五一番一一まで	後	三二・〇～三五・〇メートル	〇・一一四キロメートル
旭川市西神楽二線一八号三二八番二から同市西神楽二線一八号三二八番六まで	前	三四・〇～三六・〇メートル	〇・二六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稚内市大字宗谷村字清浜一五一番一から同市大字宗谷村字清浜一五〇番一まで	前	二四・〇～二五・二メートル	〇・〇一九キロメートル
	後	二二・四～二三・〇メートル	〇・〇一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十三号及び三百三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字天幕一五七七番八から同町字天幕一二二番一まで	前	四六・五～五九・五メートル	一四七キロメートル
	後	三九・〇～五二・五メートル	一四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸一一番一から同町丸瀬布南丸二番まで	前	二八・三～三〇・五七メートル	〇・〇五六キロメートル
	後	二八・三～六九・四メートル	〇・〇五六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字天幕一一六番一から同町字天幕一一九番一まで	前	四七・〇～六二・五メートル	一四五キロメートル
	後	五五・〇～六三・〇メートル	一四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町白滝一三七番一から同町白滝八八番まで	前	一六〇・〇～二二七・〇メートル	〇・一六キロメートル
	後	一六〇・〇～三二〇・五メートル	〇・一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市留辺蘂町昭栄二五四番一から同市留辺蘂町昭栄二番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
四十号及び二百三十九号	士別市下士別町七四三番四から同市下士別町七四五番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百三十四号	北海道勇払郡安平町早来栄町一〇九番二から同町早来栄町二〇〇番まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百三十七号	旭川市神楽岡一四条三丁目二番一五から同市神楽岡一四条三丁目二番八まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	旭川市神楽岡一三条三丁目四六八番一二から同市神楽岡一三条四丁目四六八番一一まで	〃
〃	旭川市神楽岡一四条四丁目四六八番一一から同市神楽岡一四条六丁目四六八番九まで	〃
二百三十八号	稚内市宗谷岬五四七番から同市大字宗谷村字清浜一五一番一まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸一一番一から同町丸瀬布南丸二番まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
四百五十号	北海道紋別郡遠軽町白滝一三七番一から同町白滝八八番まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年七月九日

○北海道開発局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月九日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・四・三〇八号新駅駅前通
三　事業施行期間　自平成二十二年七月九日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　北海道北斗市市渡地内
　使用の部分　なし